

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

伊達市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

### 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

#### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

#### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

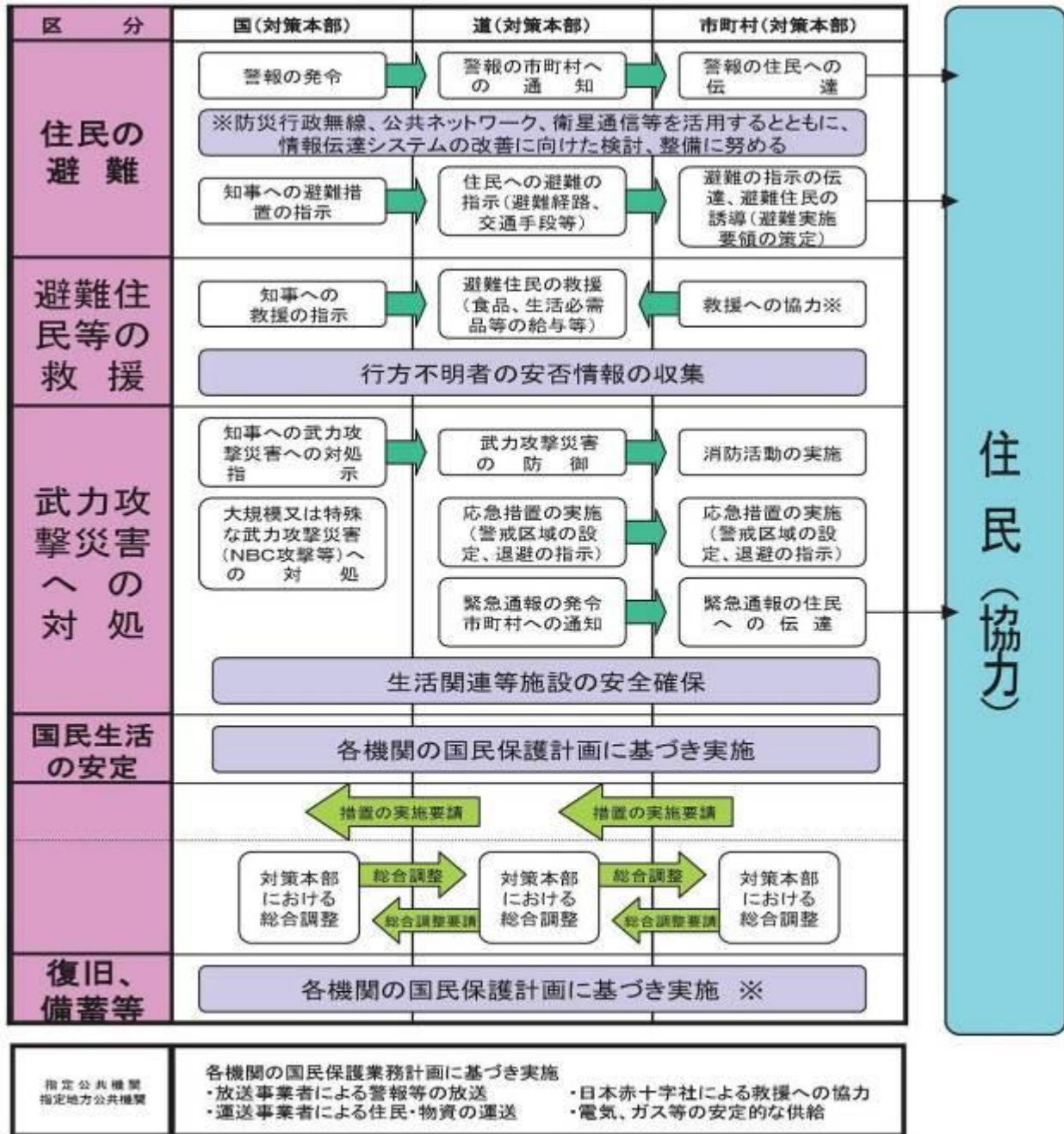
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

## 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が相互に連携

※「救援」、「復旧、備蓄等」の一部において、大都市特例あり(札幌市が該当)

## 伊達市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
伊達市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

機関名	所在地	連絡先
室蘭開発建設部 室蘭道路事務所	登別市大和町2-34-1	電話 0143-85-3135 FAX 0143-85-9104
室蘭海上保安部	室蘭市入江町1-13	電話 0143-23-3132
陸上自衛隊第71戦車連隊	千歳市北信濃724番地	電話 0123-23-2106 FAX 0123-23-2106(内573)

## 【関係道機関（道警察含む）】

機関名	所在地	連絡先
北海道胆振総合振興局地域政策部地域政策課	室蘭市海岸町1-4-1	電話 0143-24-9570 FAX 0143-22-5170
北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部洞爺出張所	洞爺湖町高砂町90-2	電話 0142-76-2111 FAX 0142-76-3921
北海道札幌方面伊達警察署	伊達市館山町10-22	電話 0142-22-0110 FAX 0142-22-0110

## 【関係市町村機関】

機関名	所在地	連絡先
登別市	登別市中央町6-11	電話 0143-85-2111 FAX 0143-85-1108
室蘭市	室蘭市幸町1-2	電話 0143-22-1111 FAX 0143-24-7601
洞爺湖町	洞爺湖町栄町58	電話 0142-76-2121 FAX 0142-74-2121
壮瞥町	壮瞥町字滝之町287-7	電話 0142-66-2121 FAX 0142-66-7001
豊浦町	豊浦町字船見町10	電話 0142-83-2121 FAX 0142-83-2129

第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴

千歳市	千歳市東雲町2丁目34番地	電 話 0123-24-3131 F A X 0123-22-8852
喜茂別町	喜茂別町字喜茂別123番地	電 話 0136-33-2211 F A X 0136-33-3577
留寿都村	留寿都村字留寿都175番地	電 話 0136-46-3131 F A X 0136-46-3545
白老町	白老町大町1丁目1番1号	電 話 0144-82-2121 F A X 0144-82-4391

【その他の機関】

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
西胆振消防組合	伊達市松ヶ枝町13-1	電 話 0142-21-5000 F A X 0142-21-5511
日本郵便（株）伊達郵便局	伊達市鹿島町29-3	電 話 0142-23-2031 F A X 0142-23-0593
JR北海道旅客鉄道(株) 伊達紋別駅	伊達市山下町8-2	電 話 0142-23-2148 F A X 0142-23-5264
東日本電信電話(株)北海道事業部 室蘭支店	室蘭市東町1-18-6	電 話 0143-43-2102 F A X 0143-45-3259
北海道電力(株)室蘭支店	室蘭市寿町1-6-25	電 話 0143-47-1111 F A X 0143-47-1167
日本通運(株)室蘭支店	室蘭市御崎町1-36-2	電 話 0143-22-1155 F A X 0143-24-6532
(公社)室蘭地区トラック協会伊達 支部	豊浦町字浜町77-1	電 話 0142-83-2154 F A X 0142-83-3058
(一社)胆振西部医師会	伊達市末永町39-8	電 話 0142-25-6565 F A X 0142-25-3349
(一社)室蘭歯科医師会 胆振西部地区運営協議会	伊達市舟岡町362-18	電 話 0142-23-1830 F A X 0142-25-1714
伊達消防団	伊達市松ヶ枝町13-1（伊達消防署）	電 話 0142-23-2119 F A X 0142-25-1119

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

本市は、北海道の南西部に位置し、東経140度46分から140度59分、北緯42度22分から42度32分、東西約17.3km、南北18.5km、沿海線約26kmを有する伊達市南部と、東経140度58分から141度12分、北緯42度34分から42度49分、東西約16.5km、南北約27.3kmを有する大滝区とから成り、飛び地の直線距離は最短で6.8kmとなっている。

間に壮瞥町を挟み、東は登別市・白老町・千歳市、西は喜茂別町・留寿都村・洞爺湖町、北は札幌市、南は室蘭市に隣接し、面積は伊達地区が 170.3km<sup>2</sup>、大滝区が 274.0km<sup>2</sup>で合計 444.3km<sup>2</sup>である。

地形の特徴は、伊達市南部の地形は、各河川沿いや海岸沿いの低平地、その背後の扇状地斜面、丘陵性台地及び火山性山地に分けることができる。

また、北西は 2000 年と 1977 年に噴火した有珠山や昭和新山と、北東を幌別山系の分水嶺で囲まれ、噴火湾に向かってなだらかな斜面がひろがっており、2級河川長流川や中小河川が数多く流れ、農耕地、草地などの豊かな生産緑地帯を形成しています。

また、大滝区の地形は、南北に貫流する長流川に沿って丘陵地が数々の沢により分布し、東南部は緩傾斜、西部は急傾斜地帯でわずかに長流川地域の一部と尻別川上流の一角に平坦部が点在、集落が形成されている。全般的には山麓の丘陵性台地であり、標高最低 300m、最高 1,320m である。



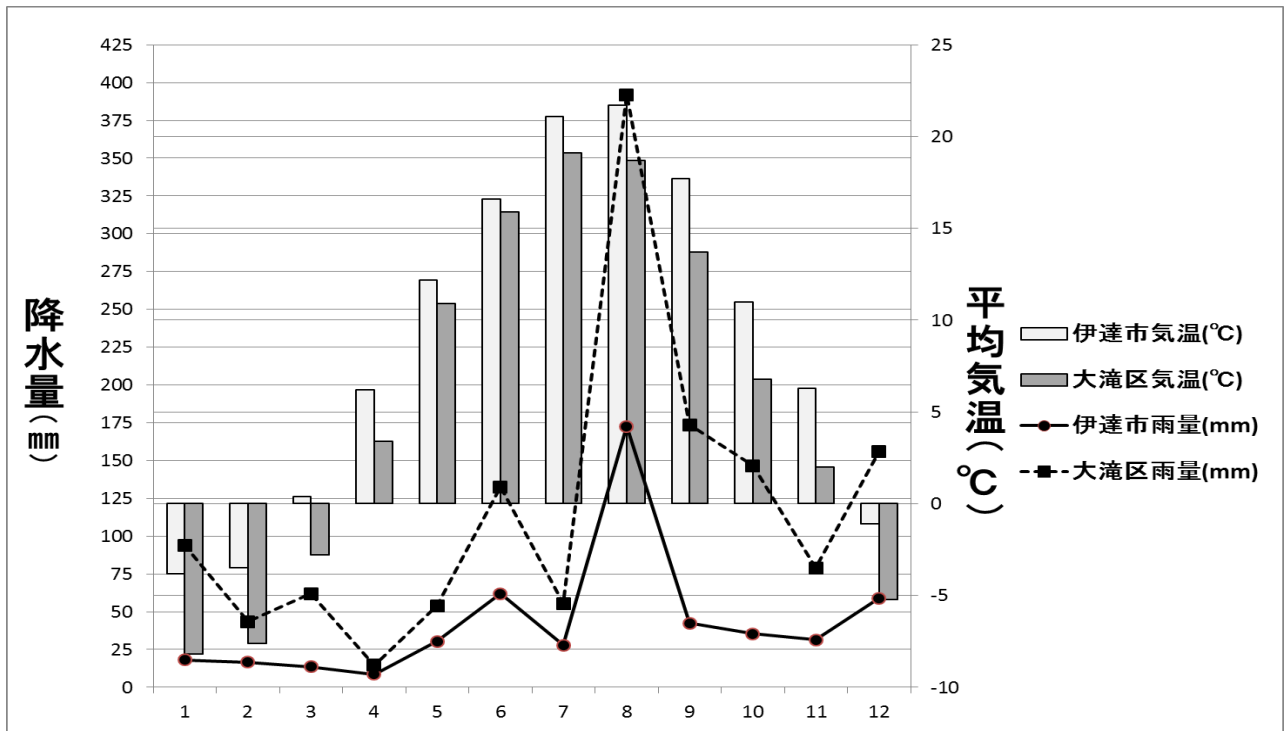
## (2) 気候

本市南部は内浦湾に面しており、日本海から津軽海峡を通過する対馬暖流の影響を受けるため、四季を通じて温暖であり、農水産物も豊富である。

また、降水量は年間を通して少なく、降雪量も少ないのに対し、大滝区では、冬期は日本海気候に支配され、生活圏は、標高 300m から 700m の山岳丘陵地で年間を通じ南西の風が多く、真夏日は皆無に等しくまた真冬日が多い。

年間の降水量は比較的多いが、冬型の気圧配置時における降雪率の高い影響が表れている。

月別平均気温、降雨量等のグラフ（平成26年）



(3) 人口分布

(平成27年3月31日現在)

町名	人口	町名	人口	町名	人口	町名	人口
南黄金町	638	乾町	120	北有珠町	15	大滝区	264
北黄金町	662	館山下町	829	向有珠町	474	北湯沢温泉町	
南稀府町	1,552	館山町	520	有珠町	952	大滝区清陵町	0
中稀府町	187	上館山町	39	旭町	1,346	大滝区昭園町	15
北稀府町	149	東関内町	253	東浜町	148	大滝区円山町	86
萩原町	185	西関内町	207	鹿島町	353	大滝区本郷町	55
舟岡町	6,792	喜門別町	16	元町	799	大滝区上野町	29
弄月町	2,002	志門気町	25	大町	284	大滝区三階滝町	20
清住町	153	長和町	1,711	網代町	366	大滝区清原町	0
松ヶ枝町	597	上長和町	361	錦町	428	大滝区宮城町	2
幌美内町	171	若生町	37	西浜町	974	大滝区豊里町	11
梅本町	1,276	大平町	0	山下町	3,017	大滝区愛地町	25
末永町	4,249	東有珠町	186	大滝区本町	246	大滝区大成町	22
竹原町	2,263	南有珠町	148	大滝区優徳町	361	合計	35,620



※年齢区分別

年齢区分	人数	年齢区分	人数	年齢区分	人数
0～4	1,111	40～44	2,471	80～84	1,841
5～9	1,386	45～49	2,137	85～89	1,175
10～14	1,514	50～54	2,066	90～94	561
15～19	1,520	55～59	2,171	95～99	144
20～24	1,326	60～64	3,022	100～	22
25～29	1,276	65～69	3,086		
30～34	1,581	70～74	2,677		
35～39	2,151	75～79	2,382	合計	35,620

(4) 道路の位置等

国道は伊達地区から北東に延びて、壮瞥町及び伊達市大滝区に繋がっている国道453号線、北西に延びて洞爺湖町及び豊浦町、南東に延びて室蘭市へ繋がっている国道37号線がある。

高速道路は伊達地区に伊達ICがあり、北西に延びて洞爺湖IC、南に延びて室蘭ICに繋がっている。



(5) 鉄道の位置等

伊達地区において鉄道は、室蘭本線が通っており伊達紋別駅から洞爺湖町方面と室蘭市方面に、おおむね海岸線沿いに延びている。

伊達地区は内浦湾に面しており、有珠漁港、伊達漁港、黄金漁港がある。



## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

### 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来